令和9年度

保育所・認定こども園（保育部分）

利用申込ご案内



目　　次

保育認定について・・・・・１
施設利用申込について・・・２
利用申込のながれ・・・・・３
利用申込の手続・・・・・・４
申込に必要な書類・・・・・５
利用者負担額について・・・６
申込についての注意事項・・９
よくある質問・・・・・・１１
保育施設一覧表・・・・・１３



和歌山市　福祉局　こども未来部　保育こども園課
〒640-8511　　和歌山市七番丁 23 番地　東庁舎２階
電 話 番 号　　０７３－４３５－１０６４（直通）

保育認定について

「子ども・子育て支援新制度」では、和歌山市立幼稚園、保育所、認定こども園の利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定」を受けていただくことが必要です。「教育・保育給付認定」には児童の年齢や保護者の状況に応じた3つの区分があり、 区分により利用できる施設が異なります。

施設の概要

幼　稚　園・・・・・小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行います。

保　育　所・・・・・保護者が仕事や病気のため児童を保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。小学校入学準備や集団生活を体験させるため等の理由では利用できません。

認定こども園 ・・・・・幼稚園と保育所の機能をあわせもち教育と保育を一体的に行います。保護者の就労の状況に関わりなく、園児は教育・保育を一緒に受けます。

3つの認定区分

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども			利用できる施設
教育標準時間認定 （1号認定）	満3歳以上で教育を必要とする子ども			幼稚園 認定こども園 （教育部分）
満3歳以上・**保育認定** （2号認定）	満3歳以上で保育を必要とする子ども	保育必要量	標準時間／短時間 （11時間）（8時間）	保育所 認定こども園 （保育部分）
満3歳未満・**保育認定** （3号認定）	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育必要量	標準時間／短時間 （11時間）（8時間）	保育所 認定こども園 （保育部分）

※短時間保育のみの園もあります。保育時間について詳しくは13ページ～をご覧ください。

保育認定の事由

保育所、認定こども園（保育部分）を利用するには、保育認定（2号認定・3号認定）を受けていることが必要です。保育認定を受けるのは、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のどれかに該当しているため、保育できない場合に限られます。**「下の子の世話をするため」「集団生活に慣れるため」「近所に友達がいないため」「保育所に慣れているので続けたい」等は保育認定の理由とはなりません。**

【 保育を必要とする事由・保育必要量・認定有効期間 】

保育を必要とする事由	保　育　必　要　量	認　定　有　効　期　間
1　就労	標準時間　月120時間以上の就労 短時間　月48～120時間未満の就労	小学校就学まで （保育の必要性がなくなったときはその時点まで）
2　妊娠・出産	標準時間（短時間保育のみの園は短時間となります）	出産月と前後2か月の最長5か月（期間終了後は退所となります。）
3　保護者の疾病、障害	標準時間／短時間	治療に必要な期間
4　同居親族の介護・看護	標準時間／短時間	介護・看護に必要な期間
5　災害復旧	標準時間	必要な期間
6　求職活動 （起業準備を含む）	短時間	3か月（期間内に就労しない場合は退所となります。）
7　就学	標準時間／短時間	卒業（修了）まで
8　虐待やDVのおそれがあること	標準時間	必要な期間
9　育児休業取得中の継続利用（就労認定で入園された方に限る）	短時間	育児休業対象児童が1歳になる年度末まで

保育必要量（施設利用時間）の認定

保育認定では更に保育施設を利用できる時間「保育必要量」の認定を行います。

保育を必要とする事由やその状況により次の2つの利用時間に区分されます。

保育短時間	1日最長　8時間までの保育（パートタイム就労を想定した利用時間）
保育標準時間	1日最長11時間までの保育（フルタイム就労を想定した利用時間）

認定された保育必要量の時間内で施設を利用することができます。

※短時間・標準時間の時間帯の設定は施設が行います。施設が設定した時間帯以外に施設を利用する時間は、「延長保育時間」となり、延長保育料が必要となります。

（例）7 時開園、19 時閉園の保育所　短時間帯 8 時～16 時、標準時間帯 7 時～18 時の場合



※施設により、開（閉）園時間、保育時間が異なります。延長保育を実施していない園もあります。

※「保育標準時間」に該当する場合でも「保育短時間」の認定に変更することはできますが、「保育短時間」に該当する場合は「保育標準時間」に変更できません。

保育認定の有効期間

原則、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが認定の有効期間です。

ただし、保育の必要性がなくなった場合は、その時点までとなります。

「妊娠・出産」は産後2か月まで、「求職活動」は3か月と期間が制限されています。

◆3号認定の児童が3歳になるときは、2号認定に変更した支給認定証を交付します。申請等の手続は　は必要ありません。

（例）令和9年6月出産予定の場合・・・令和9年4月～8月末までの認定となります。

育児休業認定について

就労認定で入園された場合に限り、育児休業取得中にも保育認定を受けることが可能になります。

最長で育児休業対象児童が1歳になる年度の末日までとなり、それ以上育児休業を取得される場合は退所となります。ただし、就労認定で在園していた園での継続利用に限ります。

現在育児休業を取得中で、入園の翌月末までに復職されない方は、保育の申込みができません。

施設利用申込について

基本的に年齢別のクラスで保育をします。申込年度の4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

令和9年度　年齢別クラス　お子さんのクラスをご確認ください。

クラス	生　年　月　日
0歳児	令和8年4月2日～
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日



申込のながれ

どこの園に通いたいか、いくつか園をピックアップ

家や職場から近い園、教育方針に共感できる園など、通いたい園の候補を決めます。
右の二次元コードから各園のおおまかな場所がわかる地図をご覧ください。

希望園に TEL・子どもと一緒に見学

行事等のため対応できない場合がありますので、
まずは見学を希望する園へ直接電話して見学の日時をご相談ください。
見学では、①施設までの所要時間を計り、送り迎えが可能か、②立地、③設備、④在園児や保育の様子を確認し、⑤利用者負担額以外の費用や保育時間等について詳しく聞いてください。

＜注意事項＞

＊**障害のある児童・特別な配慮が必要な児童の受け入れについて**は、障害の特性や程度、保育士の配置、クラスの状況などによっては受け入れできない場合があります。お子さんの健康状態、発達状況に不安がある場合は、保育こども園課までお問合せください。

＊**食物アレルギーのある児童について**は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき除去食や代替食での対応をしていますが、重度の場合は、お弁当を持参いただく場合もあります。施設により対応が異なりますので、直接施設にお問合せください。

各園の空き状況は毎月、月初めに和歌山市 HP に掲載しております。参考までにご覧ください。
（4月の受入予定数は11月初め頃）

保育こども園課へ利用申込

必要な書類を揃えて、利用申込をしてください。
就労証明書等、ご自分で記入することができない書類につきましては余裕を持った準備をお願いします。
必要な書類、申込時期については4～5ページをご覧ください。様式については右の二次元コードからダウンロード可能です。

利用調整

申込締切後、保護者の就労状況や家庭状況等から保育の必要性の高さによって利用調整を行います。

結果の通知

4月の結果は2月中旬、5月～3月の結果は毎月25日頃までに通知します。
入園できることが決まったら、園での説明を受けて入園準備を整えてください。



入園・慣らし保育スタート

入園後しばらくの期間、短い時間から徐々に保育時間を延ばしていく「慣らし保育」が行われます。慣らし保育の時間・期間は、園により、また、お子さんの状況により異なるので、各施設でご確認ください。

利用申込の手続

申込の要件　◆保護者及び児童が和歌山市民であること。
申込時点で市民でない方は、利用開始日（毎月１日）までに住民異動ができること。
◆保育を必要とする事由に該当すること。

令和9年4月利用申込

●受付期間　令和8年11月9日（月）～11月30日（月）
●受付時間　8時30分～17時15分
●受付場所　市役所東庁舎2階　保育こども園課

初日はたいへん混み合います。
先着順ではありませんので、初日を避けて期間内にお申込ください。
オンライン申請もご利用ください。

オンライン申請

結果は、令和9年2月中旬までに文書で通知します。

利用内定の方・・・内定通知と支給認定証を送付します。
利用保留の方・・・保留通知と支給認定証を送付します。（保留通知は原則1度の送付となります。）
利用申込は令和9年度中有効（令和10年3月の利用調整まで）ですので、5月以降、毎月利用調整を行い※、内定した場合は利用開始月の前月25日頃までに連絡します。
申請書や就労証明書内容について、保護者または勤務先へ問い合わせをさせていただくことがあります。保護者は保育こども園課の電話番号の登録をお願いいたします。
必要に応じて事前に記入済み申請書のコピーをお取りください。窓口ではコピーを致しかねます。
※保留（待機）中に保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、利用調整の対象外となります。

令和9年5月以降利用申込

●受付期間　施設の利用開始日は毎月1日です。
利用希望月の前々月16日～前月15日の間が受付期間です。
（16日が土・日・祝日の場合はその直後の平日、15日が土・日・祝日の場合はその直前の平日。）

令和9年度　各月申込受付期間

利用希望月	受付期間	利用希望月	受付期間
5月	3月16日～4月15日	11月	9月16日～10月15日
6月	4月16日～5月14日	12月	10月18日～11月15日
7月	5月17日～6月15日	令和10年1月	11月16日～12月15日
8月	6月16日～7月15日	2月	12月16日～　1月14日
9月	7月16日～8月13日	3月	1月17日～　2月15日
10月	8月16日～9月15日		

◆育児休業からの復職の場合は、慣らし保育のため復職月の1か月前から利用申込可能です。
（8月1日復職の場合、7月1日から利用申込可能です。6月15日までに申込んでください。）

●受付時間　8時30分～17時15分
●受付場所　市役所東庁舎2階　保育こども園課

オンライン申請

結果は、利用開始月の前月25日頃までに通知します。

利用内定の方・・・電話で連絡します。（支給認定証は施設を通じて配布します。）
利用保留の方・・・保留通知と支給認定証を送付します。
（保留通知は原則1度の送付となります。） 利用申込は令和9年度中有効（令和10年3月の利用調整まで）ですので、翌月以降、毎月利用調整を行い※、内定した場合は利用開始月の前月25日頃までに連絡します。
※保留（待機）中に保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、利用調整の対象外となります。

申込に必要な書類

（1）（2）の書類は子ども１人に1枚、（3）（4）は申込児童数のコピーが必要です。
※オンライン申請の場合は、１枚で３人まで申込できます。

（1） 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書、保育利用調整申込書

（2） 発達状況表

（3） 保育の利用を必要とする証明書

証明書類は父母それぞれに必要です。父母ともに就労の理由であれば、それぞれの就労証明書が必要です。

申込理由	証明書類	
就労	会社等に勤務している方、 自営・自営協力、在宅勤務、内職、農業等の方	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳（表紙及び分娩（出産）予定日の記載されたページ）の写し	
保護者の疾病、障害	身体障害者手帳等ある方	手帳及び疾病・障害申告書
	身体障害者手帳等ない方	診断書（医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの）、疾病・障害申告書
同居している親族の介護・看護	身体障害者手帳等ある方	手帳及び介護・看護状況申告書 （介護サービス利用者は）週間サービス計画表
	身体障害者手帳等ない方	診断書（医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの） 介護・看護状況申告書 （介護サービス利用者は）週間サービス計画表
災害復旧	り災証明書	
求職活動	申込時の提出書類はありません。利用開始後3か月以内に就労を決定し、「就労証明書」及び「施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。	
就学	学生証（在学証明書）及び時間割	
虐待やDVのおそれ	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書	

（4） その他の書類　次に該当する方は、以下の書類もご用意ください。

令和8年1月2日以降に和歌山市へ転入した方	前住所地の令和8年度市町村民税課税（非課税）書類（写し）
令和9年1月2日以降に和歌山市へ転入した方	前住所地の令和8年度市町村民税課税（非課税）書類（写し） 令和9年6月以降上記に加え、前住所地の令和9年度市町村民税課税（非課税）書類（写し）
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
同居の在宅障害児（者）がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭	児童扶養手当を受給している場合、手当証書（写し）

（5） そのほか持参していただくもの

母子手帳

個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類

番号確認書類・・・・①個人番号カード　②個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票写し

本人確認書類・・・・③免許証、パスポート、障害者手帳　等　のうち**1点**

④健康保険証、医療受給者証、児童扶養手当受給者証　等　のうち**2点**

①をお持ちの方は①のみ、①のない方は②及び③又は④をご持参ください。

※上記以外にも必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※書類が揃っていない場合は受付できません。

※不正又は虚偽が判明した場合は、退所していただくことがあります。

利用者負担額（保育料）について

0～2歳児の市町村民税非課税世帯　及び　3～5歳児

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は0円となります。

3～5歳児の給食費は別途必要です。

ただし、　の階層に該当する子ども、もしくは同一世帯に扶養している子どもが3人以上いるときの3人目以降の子どもは副食費（おかず代）免除となります。

主食費（ごはん、パン代）は階層・家族構成に関係なくお支払い頂きます。

※4月1日時点の年齢です。年度途中で3歳に達しても、その年度中は幼児教育・保育の無償化の対象外です（市町村民税非課税世帯を除く）。

0～2歳児（市町村民税非課税世帯を除く）

利用者負担額は、施設を利用する児童と生計を同一にする父母（又は祖父母等）の市町村民税額の合計額で決まります。 給食費は利用者負担額に含まれております。

毎年9月が利用者負担額の切り替え時期です。

令和9年4月～8月	令和9年9月～令和10年8月
令和8年度市町村民税を基に決定	令和9年度市町村民税を基に決定

和歌山市保育所・認定こども園（保育部分）　利用者負担額表（月額）　　令和8年10月1日現在

	階層	定義			金額	
					標準時間	短時間
3～5歳児 副食費（おかず代）免除対象	A	生活保護世帯等			0 円	0 円
	B1	市町村民税非課税		ひとり親世帯等（※）	0 円	0 円
	B			上記以外	0 円	0 円
	C1	市町村民税均等割のみ課税		ひとり親世帯等（※）	4,500 円	4,500 円
	C2			上記以外	10,700 円	10,700 円
	C3	市町村民税所得割額	48,600 円未満	ひとり親世帯等（※）	4,500 円	4,500 円
	C4			上記以外	13,600 円	13,400 円
	C5		48,600 円以上57,700 円未満	ひとり親世帯等（※）	4,500 円	4,500 円
	C6			上記以外	18,000 円	17,700 円
	C7		57,700 円以上59,600 円未満	ひとり親世帯等（※）	4,500 円	4,500 円
	C8			上記以外	21,000 円	20,700 円
	C9		59,600 円以上77,101 円未満	ひとり親世帯等（※）	4,500 円	4,500 円
	C10			上記以外	24,900 円	24,500 円
	D1		77,101 円以上 97,000 円未満		30,000 円	29,500 円
	D2		97,000 円以上 119,900 円未満		35,600 円	35,000 円
	D3		119,900 円以上 137,100 円未満		40,900 円	40,300 円
	D4		137,100 円以上 169,000 円未満		44,500 円	43,800 円
	D5		169,000 円以上 301,000 円未満		54,900 円	54,000 円
	D6		301,000 円以上 397,000 円未満		64,000 円	63,000 円
	D7		397,000 円以上		74,000 円	72,800 円

※在宅障害児（者）のいる世帯は、ひとり親世帯等（※）に含まれます。

利用者負担額・留意事項

〇住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

〇利用者負担額は児童の父母の市町村民税額の合計によって決定しますが、父母の収入合計額が生活保護基準額以下で、生計を同一にする祖父母等がいる場合、祖父母等のうち税額の高い方を家計の主宰者とみなして決定します。

〇税額に変更があった場合は、当該税額による賦課開始月に遡って利用者負担額を変更します。

〇保護者の単身（海外）赴任による「別居」、離婚前の「別居」（離婚調停中を除く。）、離婚後の元配偶者との「同居」、内縁関係の方との「同居」は、同一生計とみなします。

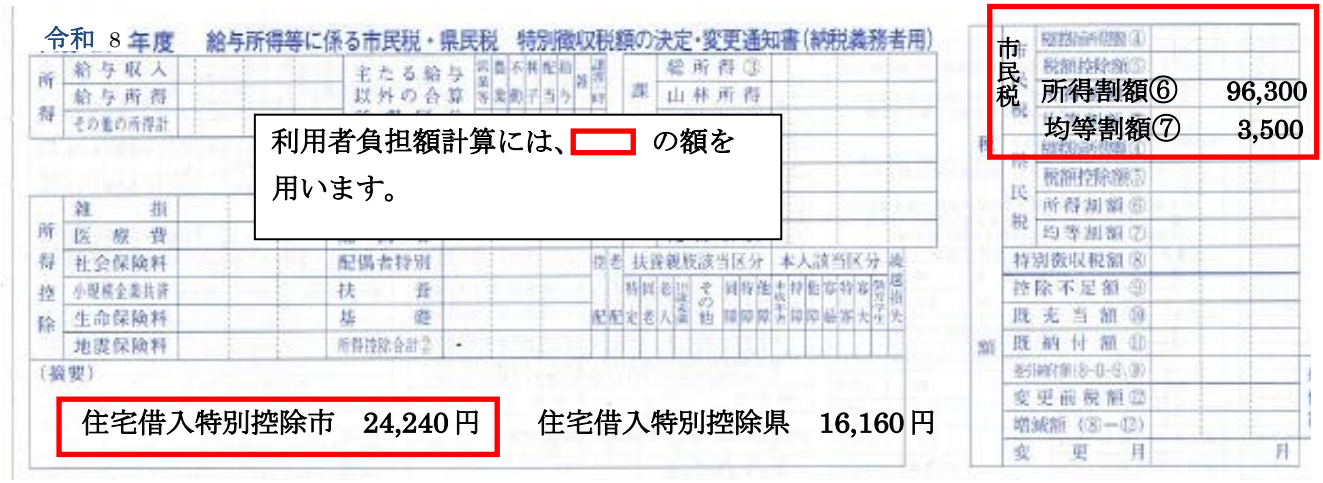
〇同一生計でない、別生計と認められるのは同一敷地内の別家屋又は同一家屋で、水道光熱費を別々に支払っているなど、世帯ごとに生活が独立している場合です。

〇利用者負担額は、1か月単位となっております。

〇利用者負担額は、各園で定められた期日内にお支払ください。
正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、地方税の例により滞納処分することがあります。
滞納がある場合、利用申込、転園申込において不利になります。

市民税額の見方

次の市民税決定通知書は市民税が給与天引きの方に、毎年6月中に勤務先の会社等から配布されます。
市民税が給与天引きでない方には、市民税課から市民税納税通知書を送付しています。



計 算 例

① 父、母、5歳、2歳の園児の世帯

市民税所得割額（父：96,300 円＋母：0 円）
住宅借入特別控除（市民税額控除） 24,240 円
96,300 円＋24,240 円−3,600 円＝116,940 円

利用者負担額算定に住宅借入特別控除、寄付金控除等の適用はありませんので、控除額を足し戻します。

階層はD2　　5歳児は幼児教育・保育の無償化のため0円
2歳児は前項①により多子軽減で半額となるため、35,600 円の半額で 17,800 円

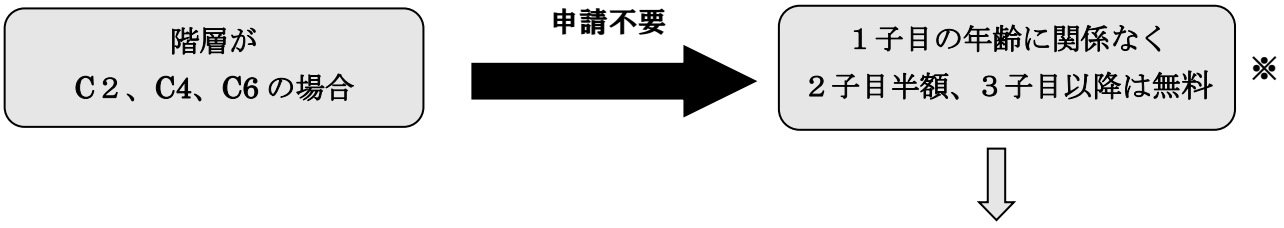
② 母、小学生、2歳の園児の世帯

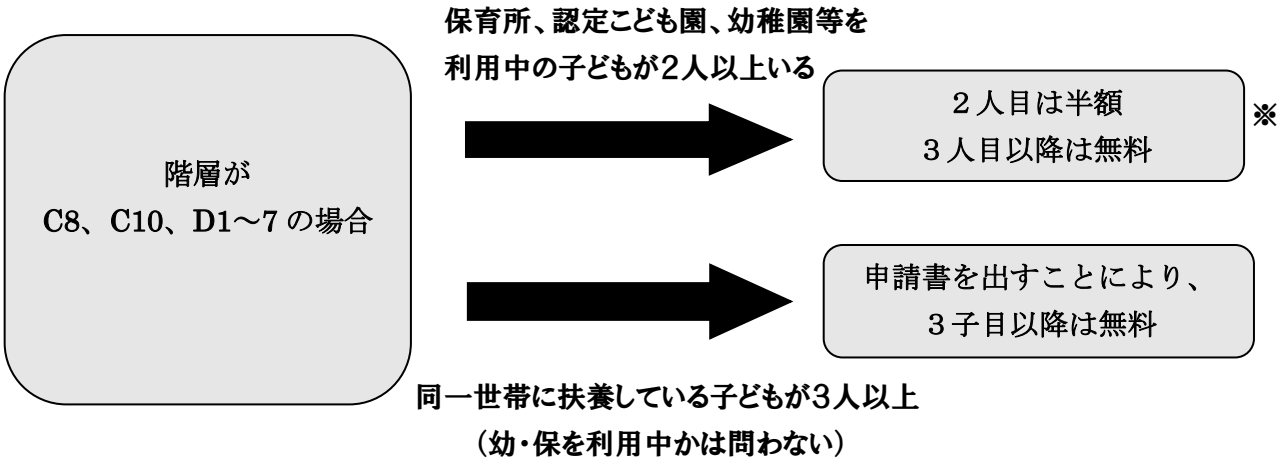
市民税所得割額　母：65,300 円　住宅借入特別控除等　なし
65,300 円−3,600 円＝61,700 円
階層はC9　　C9階層は2子以降の負担額免除のため無料

③ 父、母、大学生、中学生、2歳の園児の世帯

市民税所得割額（父：188,600 円＋母：155,000 円）−15,000 円−3,600 円＝325,000 円住宅借入特別控除等なし
階層はD6　　同一生計の3人目の子どものため**申請により**無料

生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の利用者負担額について







※①両親の税額変更による階層の変化、②世帯構成の変更、③上の子どもの小学校への入学等によって利用者負担額が大きく増減することがあります。

和歌山市独自の年少扶養控除

平成27年度新制度開始による多子世帯の利用者負担額の急激な負担増を避けるため、市では独自の年少扶養控除計算を行う負担軽減策を設けています。
父母の市町村民税所得割額合計から次に該当する金額を控除して、利用者負担額を算定します。

- ・扶養している19歳未満の子どもが 2 人以上いる場合　3,600 円
- ・扶養している16歳未満の子どもが 3 人以上いる場合 （16 歳未満子どもの数－2）×22,800 円
- ・扶養している16歳以上19歳未満の子どもがいる場合 （16 歳以上 19 歳未満子どもの数）×15,000 円

申込についての注意事項

①育児休業期間中の申込

入園月の翌月末までに復職（育休取得前の職場に戻ること）することが必要です。復職した日から1か月以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合、又は復職予定日に復職していない場合は退所となります。

②採用（就労）内定の方の申込

入園月の翌月末までに就労証明書記載の勤務先・条件で就労開始することが必要です。就労開始した日から1か月以内に就労開始証明書を提出してください。提出がない場合、又は記載の就労条件で就労していない場合は退所となります。

③転園の申込について

転園の際は内定後のキャンセルはできません。また、元の園に戻ることはできません。

④保育を必要とする事由や家庭状況の変更について

家庭状況の変更、就労先や就労時間の変更、認定事由の変更等の際は、変更届や認定の変更申請が必要です。

入園後の注意事項

①慣らし保育

入園後しばらくの期間、新しい生活に慣れるため短い時間から徐々に保育時間を延ばしていく「慣らし保育」が行われます。慣らし保育の時間・期間は、園により、また、お子さんの状況により異なるので、各施設でご確認ください。慣らし保育期間中も通常の利用者負担額をお支払いいただきます。

②出産・育児休業

・母親が妊娠・出産のため退職する場合は、保育を必要とする理由がなくなるので、保育所を退所となります。ただし、出産月から2か月後の月末までは、継続して利用できます。別の事由で施設利用を希望する場合は改めて申込が必要です。利用調整の結果、入園できるかどうかはわかりません。

・保護者が育児休業法に基づく育児休業を取得する場合は、育児は保育を必要とする事由にはならないため、本来は退所となりますが、最長で育児休業対象児童が1歳になる年度の末日までは、同一施設を利用する場合に限り継続して施設を利用できます。

（例）令和9年6月に第2子が生まれた場合・・・最長で令和11年3月末までは第1子の継続利用が可能です。

・育児休業からの復職予定で入園された際は、入園月の翌月末までに復職していただく必要があります。入園時の認定が就労の標準時間の認定であっても、復職証明書に記載の時間が120時間に満たない場合は短時間保育に変更になります。

③施設の利用期間

・「求職活動」の認定の場合、認定最終月の20日までに、就労証明書と施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書の提出がなければ、認定終了のため引き続いての施設利用はできません。

・「妊娠・出産」の認定の場合は出産月の2か月後の月末までです。期間終了日で認定は失効します。期間の延長はありません。継続して施設の利用を希望する場合は、新規申込者と同じ申込手続きが必要ですが、継続利用できる保証はありません。

・就労の事由で在園中に保護者が退職するなど、保育の必要性がなくなった場合は認定有効期間中であっても、施設の継続利用はできません。求職する場合は認定の変更申請をしてください。

④退　所（園）

退所の際は、月末までに必ず退所届を提出してください。

次の場合も退所となります。

・「求職」の事由で入園後3か月の間に、就労証明書の提出がなかったとき

・「妊娠・出産」の事由で認定が失効したとき

・保育を必要とする事由に該当しなくなったとき

・転出するとき

・正当な理由なく1か月以上登園しないとき

退所届の提出がない場合は翌月も在籍扱いとなり利用者負担額をお支払いいただくことになります。

⑤現況届

保育を必要とする状況の確認のため、年に1回「現況届」を提出していただきます。

未提出の場合や保育の必要性が確認できない場合は、保育認定もなくなりますので、退所となります。

⑥保育を必要とする事由や家庭状況等の変更について

家庭状況の変更、就労先や就労時間の変更、認定事由の変更等の際は、変更届や認定の変更申請が必要ですので、以下の手続を行ってください。

また、保育を必要とする理由がなくなったときは、保育認定もなくなりますので、退所となります。

ただし、認定こども園を利用している3歳以上児（2号認定）は、定員超過等がない限り1号認定へ変更することで引き続き在園することが可能です。

書類提出先 ： 利用施設又は保育こども園課 （転園（8）は保育こども園課へ各月申込受付期間内に）

提出期限 ： 毎月20日まで（20日が土・日・祝日の場合は、その直前の平日）

	手続きが必要な場合		提出書類・留意事項等
1	和歌山市内の転居		変更届出書
2	世帯構成（保護者）の変更 （婚姻・離婚・祖父母との同居等）		変更届出書 婚姻の場合、保育を必要とする証明書が必要です。
3	教育・保育給付認定区分の変更 （2号⇒1号）		施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 （認定こども園内での変更の際も必要です。）
4	勤務先・勤務条件の変更	保育必要量の変更なし	就労証明書、変更届出書
		保育必要量の変更有り	就労証明書、施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書
5	育児休業からの復職で入園したとき		（復職後1か月以内に）復職証明書 1か月以内の提出がない場合、復職予定月に復職していない場合は、認定及び入園決定を取消します。
6	求職活動中の保護者が就職するとき		就労証明書、施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書
7	保護者が退職するとき	当分就労しない場合	保育所退所届出書
		求職する場合	施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 3か月以内に就労証明書及び施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書の提出がない場合は、退所となります。
8	転園したいとき		申込に必要な書類（4ページ記載）
9	園の利用をやめるとき 児童が和歌山市外へ転出するとき		保育所退所届出書 （認定こども園在園の場合は、直接園に申し出てください。）

※勤務先を変更するとき、退職するときは必ず必要書類を提出し、手続きをしてください。手続きせずに、保育の必要性に該当していないことが判明した場合、退所となります。 ※証明書類の記載内容に不正・虚偽があった場合も同様です。

※現況届提出時まで、変更の手続きをされない方が見受けられます。悪質であると判断される場合も退所となりますのでご注意ください。

よくある質問　～　Q&A　～

＜申込みに関すること＞

Q1：　どの園がおすすめですか？
A：施設によって規模、保育内容等が異なりますので、申込みの前に必ず見学に行き、第1希望から第5希望（それ以上も可）までを決めてください。

Q2：　いつ申込めばいいですか？
A：利用希望月の前々月の16日から前月の15日（16日が土・日・祝日の場合はその直後の平日、15日が土・日・祝日の場合はその直前の平日）が申込期間です。15日の締切り後、市で利用の調整を行い、保育の必要性の高い方から順に決定して、翌月1日からの利用となります。4月入園は別に申込期間を設けて受け付けます。市報わかやま、ホームページ等で確認してください。

Q3：　申込みをすれば入園できますか。先着順ですか？
A：先着順ではありません。入園の可否は希望施設の空き状況、他の申込者の状況、保育の必要性の高さによって決まります。

Q4：　現在市外に住んでいますが、申込みは可能ですか？
A：利用開始日（毎月1日）までに保護者及び児童の住民異動ができる方は申込可能です。和歌山市の施設の利用については、保護者・児童ともに和歌山市に住民票があることが前提です。和歌山市に転入予定の方は、利用開始日までに、住民異動の手続をしてください。

Q5：　これから仕事を始めたいのですが、申込みできますか？
A：可能です。ただし、「求職活動」の事由での認定期間は3か月です。その間に就職し、就労証明書及び施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書の提出がなければ退所となります。

Q6：　出産予定のため、上の子を預けたいのですが。
A：出産予定月とその前後2か月間、最長で5か月の利用となります。8月10日が出産予定日なら6月1日から10月31日まで利用可能です。10月31日で認定が失効しますので退所となります。別の理由で利用を希望する場合は、新規申込者と同じ申込手続が必要です。利用調整をしますので、入園できるかどうかはわかりません。

＜提出書類に関すること＞

Q7：　申込みには何が必要ですか？
A：教育・保育給付認定申請書と保育を必要とする事由を証明する書類、保育利用調整申込書、母子手帳、マイナンバー確認書類等が必要です。申込用紙や添付書類は、保育こども園課窓口又は保育施設で入手してください。添付書類様式の一部はホームページからダウンロードできます。

Q8：　8月1日に育児休業から仕事復帰します。いつから申込みできますか？
A：育児休業の復職予定日の1か月前から利用申込が可能です。この場合は、7月からの利用申込（申込締切は6月15日）が可能です。空きがない場合や利用調整順位がより高い方がある場合は、入園できません。

Q9：　申込書には第1希望から第5希望まで記入するようになっていますが、第1希望だけ書いたほうが優先されますか？
A：A園を第1希望にした人と、第3希望にした人がいる場合、第3希望の人が保育の必要性が高ければ、第3希望の人がA園に決定します。利用したいと思う施設を利用したい順番に記入してください。ただし、利用決定してから通園するかどうか考えるという施設は記入しないでください。ほかの希望者の利用調整の妨げになります。

Q10：　希望の月に入園できなかった場合、再度申込みの必要がありますか？
A：希望月に入園できなかった場合は、保留通知と支給認定証を送付します。同年度中は、毎月利用調整を行い、入園していただけるようになったときに連絡します。
年度を越えての利用調整は行いません。翌年度4月からの利用申込は、例年11月頃に受付を行います。
詳細は市報わかやま、ホームページ等でお知らせします。



＜在園中の認定に関すること＞

Q11： 保育必要量、保育短時間・保育標準時間とは何ですか？

A：保育必要量は仕事など「保育を必要とする事由」にかかる時間を認定します。短時間は1日8時間、標準時間は11時間までの範囲内で必要な時間を利用していただくものです。買物や家事の時間は含まれません。

Q12： 認定の有効期間内は継続して施設を利用できますか？

A：認定の有効期間内であっても、保育を必要とする理由がなくなった時点で、退所となります。
保育こども園課までご連絡ください。

Q13： 妊娠の事由認定で入園しました。出産後、育児休業を取得予定ですが継続して在園できますか？

A：妊娠・出産の事由で入園した場合は、その後育児休業を取得する場合でも、継続利用はできません。
育児休業時の継続利用（短時間保育）ができるのは、就労の事由で認定されて利用している場合のみです。

Q14： 求職のため、きょうだい2人の申込みをしましたが空きがなく、1人だけの入園となりました。求職に専念できないため、まだ仕事が決まっていません。このまま在園できますか？

A：求職の事由での認定有効期間は3か月です。認定期間最終月の20日までに就労証明書と施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。提出がない場合は、認定終了により施設利用ができなくなります。

Q15： 求職活動をするという理由で入園しましたが、特に活動をしていません。子どもは保育園を気に入っているので、このまま在園したいのですが。

A：保育施設は保育を必要とする理由がない場合は利用していただけません。求職の事由での認定は3か月の間に仕事を見つけるという条件付の認定となっています。その間に就労が決まらなければ、認定終了により退所となります。

＜利用者負担額に関すること＞

Q16： 利用者負担額は園によって違いますか？

A：公立・私立保育所、認定こども園（保育部分）どの施設を利用しても利用者負担額は同じです。
行事にかかる費用や雑費は施設によって異なりますので、直接施設にお問い合わせください。また、認定こども園では、別途入園に係る費用等が必要な場合もありますので、必ず事前にご確認ください。

Q17： 給食費は別途必要ですか？

A：3歳未満児の給食費は利用者負担額に含まれています。3歳以上児は給食費が別途必要となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもに係る副食費については免除されます。

Q18： 利用者負担額はどのような計算で決まりますか？

A：父と母の市町村民税額の合計で決まります。父母の所得が生活保護基準以下の場合、生計を同じにする祖父母等がいれば、祖父母等の市町村民税額によって決まります。

Q19： 父親が海外に単身赴任しています。利用者負担額はどうなりますか？

A：国内外の単身赴任中も利用者負担額は父母の市町村民税額の合計で決まります。住民登録のある市町村の課税関係書類又は所得額がわかる書類等を提出してください。

Q20： 離婚を前提に別居しています。利用者負担額は変わりますか？

A：離婚調停中を除いて、別居中の利用者負担額は変わりません。離婚し、住民票も別になったのが確認できた翌月からの変更となります。離婚後、変更届出書と支給認定証を提出してください。

＜入園時と状況が変わったとき＞

Q21： 保育短時間の認定を受けていますが、転職して勤務時間が長くなりました。どんな手続が必要ですか？

A：保育必要量の変更など認定内容の変更には施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書、支給認定証と変更を証明する書類 （この場合は転職後の就労証明書）を20日までに提出してください。申請した翌月からの変更となります。

Q22： 就労のため、保育所を利用していますが、妊娠しました。出産後、育児休業を取得予定ですが、上の子は続けて保育所を利用できますか？

A：就労の事由で在園中に出産し、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業対象児童が最長1歳になる年度末まで上のお子さんは継続して利用できます。（それ以上の期間、育児休業を取得する場合は、退所となります。）認定の変更が必要ですので、施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書、支給認定証、育児休業取得証明書（就労証明書）を提出してください。（「育児休業」の認定中は短時間保育となります。）

＜その他＞

Q23： 希望の園に入園できませんでした。どうしたらいいですか？

A：毎月ホームページで公開される空き状況を参考に、希望園の追加・変更をご検討ください。また、認可保育施設の申請と並行して、認可外保育施設や一時預かり等の利用もご検討ください。

令和9年度　保育施設一覧表　～見学希望の方は、必ず事前に施設に連絡してください。～

私立保育所　　＊詳細については、各園にお問い合わせください。

令和8年10月1日現在

施設名 所在地　電話　HP	利用定員 保育年齢	開園時間 短時間／標準時間（延長料）		その他
城　北　保育所 小人町29 TEL　073－422－3239 http://wsj-kyoukai.or.jp/johoku	140	平日	7:15～19:15	
		土曜日	8:00～13:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:15～16:15（100円／30分）	
		標準	7:15～18:15（100円／30分）	
さかえ　保育園 狐島394 TEL　073－455－2893 http://www.sakae-hoikuen.jp/	200	平日	7:00～19:00	
		土曜日	8:00～13:00	
	6か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／時）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	
ふたば　保育園 友田町3－30 TEL　073－423－1103 https://www.wakayamafutabakai.jp/	66	平日	7:00～19:00	
		土曜日	8:00～17:00	
	6週 ～　5歳	短	8:30～16:30（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
のぞみ　保育園 善明寺471 TEL　073－452－0685 https://www.eonet.ne.jp/~nozomihoikuen/	110	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～13:00	
	4か月 ～　5歳	短	8:30～16:30（100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
紀　伊　保育園 直川326－9 TEL　073－461－6566 https://kiihoikuen.net/	90	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～14:00	
	4か月 ～　5歳	短	8:30～16:30（100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
みちる　保育園 毛見435－1 TEL　073－445－4488 http://www.ans.co.jp/n/michiru/	210	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～13:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
こうま　保育園 下三毛566 TEL　073－477－3310 http://www.koumahoikuen.jp/	240	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～13:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
有　功　保育園 園部1－1 TEL　073－461－9130 http://www.ans.co.jp/n/isao/	100	平日	7:00～19:00	通園バスについては、要望が多ければ運行します。
		土曜日	7:00～19:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（16:20～19:00　200円／回）	
		標準	7:00～18:00（200円／回）	
のざき　保育園 野崎115 TEL　073－451－2327	90	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～13:30	
	10か月 ～　5歳	短	8:30～16:30（200円／回）	
		標準	8:00～19:00（無料）	
き　わ　保育園 中之島969－10 TEL　073－432－2088	60	平日	7:00～19:00	
		土曜日	8:00～13:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／時）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	
紀之川　保育園 松島121－1 TEL　073－473－2003 http://www.ans.co.jp/n/kinokawa/	280	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～17:30	
	産休明け ～　5歳	短	8:00～16:00 （7:00～8:00、16:00～18:00　50円／30分 18:00～19:00　100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
太　陽　保育園 土入284－12 TEL　073－455－3300 http://www.taiyo-hoikuen.net/	70	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～13:00	
	5か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	

施　設　名 所在地　電話　HP	利用定員 保育年齢	開　園　時　間 短時間／標準時間（延長料）		その他
あ　わ　保育園 楠見中35－1 TEL　073－453－2003 https://www.awafukushikai.jp/awahoikuen/	156	平日	7:30～19:30	通園バス有り
		土曜日	7:30～17:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:30～16:30 （7:30～8:30、16:30～18:30　各200円）	
		標準	7:30～18:30（18:30～19:30　200円／回）	
しろがね　保育園 秋月67－3 TEL　073－473－4320 http://www.naxnet.or.jp/~siroganе/index.html	117	平日	7:00～18:30	
		土曜日	8:00～13:00	
	5か月 ～　5歳	短	8:30～16:30（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
さんた　保育園 坂田18 TEL　073－473－2327	250	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～12:30	
	産休明け ～　5歳	短	8:00～16:00(200円／時）	
		標準	7:00～18:00(200円／時）	
かぜのこ　保育園 大谷831－215 TEL　073－453－1506 http://www.naxnet.or.jp/~kazenoko/index.html	80	平日	7:20～19:00	
		土曜日	7:20～18:00	
	産休明け ～　5歳	短	9:00～17:00（200円／回）	
		標準	7:20～18:20（200円／回）	
岡　崎　保育園 井辺134－2 TEL　073－472－0774	90	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～12:30	
	産休明け ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／回）	
		標準	7:00～18:00（200円／回）	

私立認定こども園

＊詳細については、各園にお問い合わせください。

施　設　名 所在地　電話　HP	利用定員 保育年齢	開　園　時　間 短時間／標準時間（延長料）		その他
片男波　こども園 和歌浦南2－11－8 TEL　073－444－3627 http://wsj-kyoukai.or.jp/kataonami	127	平日	7:15～19:15	
		土曜日	8:00～13:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:15～16:15（100円／30分）	
		標準	7:15～18:15（100円／30分）	
ようすい　子ども園 西浜1218－3 TEL　073－445－6875 https://yousui-hoikuen.jp/yousuikodomoen	315	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:30～13:00	
	6週 ～　5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
つくし　幼保園 吉礼486－1 TEL　073－488－7470 https://www.tsukushiyohoen.com/	120	平日	7:15～19:15	一時預かり事業
		土曜日	7:15～13:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:15～18:15（100円／30分）	
さつき　こども園 中島70－8 TEL　073－473－2444 http://www.satsuki-hoikuen.jp	354	平日	7:00～19:00	一時預かり事業
		土曜日	7:00～13:00	
	6週 ～　5歳	短	8:00～16:00 （7:00～8:00、16:00～19:00　50円／15分）	
		標準	7:00～18:00（18:00～19:00　50円／15分）	
三　宝　幼稚園 楠本273－2 TEL　073－462－0444 http://sanbou-youchien.ed.jp/	96	平日	7:00～19:00	通園バス有り （3歳以上、1号認定コースに合えば乗車可）
		土曜日	8:00～11:30	
	6か月 ～　5歳	短	8:00～16:00 （7:00～8:00、16:00～18:00　100円／30分） （18:00～19:00　150円／30分）	
		標準	7:00～18:00　（18:00～19:00　150円／30分）	
いさお　幼稚園 園部1518－1 TEL　073－461－9585 http://www.isaoyochien.com./	206	平日	7:30～18:30	
		土曜日	9:00～11:50	
	1歳 ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／回）	
		標準	7:30～18:30	

施　設　名 所在地　電話　HP	利用定員 保育年齢	開　園　時　間 短時間／標準時間（延長料）		その他
和歌山ひかり 幼稚園 関戸1－2－31 ℡ 073－444－9014 http://www.church-wakayama.com/	60	平日	7:30～18:30	
		土曜日	8:30～12:00	
	10か月 ～ 5歳	短	8:00～16:00 （7:30～8:00　2号・100円、3号・200円／回） （16:00～18:00　2号・200円、3号・300円／回） （18:00～18:30　2号・100円、3号・200円／回）	
		標準	7:30～18:30	
名　草　幼稚園 紀三井寺520 ℡ 073－445－6902 http://nagusa-youchien.com/	90	平日	7:30～18:30	通園バス有り（3歳以上、1号認定コースに合えば乗車可）
		土曜日	7:30～12:00	
	1歳 ～ 5歳	短	8:30～16:30 （7:30～8:30、16:30～18:30 2号　100円/時、3号　200円/時）	
		標準	7:30～18:30	
広　瀬　幼保園 片岡町1－2 ℡ 073－425－7887 https://www.hiroseyohoen.com/	130	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～13:00	
	産休明け ～ 5歳	短	8:30～16:30（100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
まことなるたき こども園 園部381－28 ℡ 073－455－6469 http://makoto-hoikuen.jp/narutaki_top.html	262	平日	7:00～19:00	通園バス有り 一時預かり事業
		土曜日	7:00～17:00	
	産休明け ～ 5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
新　堀　こども園 新堀東2－1－25 ℡ 073－436－1022 http://www.warabekai.jp	70	平日	7:30～19:00	保育年齢等について、詳しくは園のHP等でご確認ください。
		土曜日	7:30～12:00	
	概ね8か月 ～ 5歳	短	8:00～16:00（16:00～19:00　100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
愛　徳　幼稚園 今福3－6－37 ℡ 073－423－9796 https://www.aitoku-wakayama.com/	80	平日	7:00～19:00	通園バス有り （コース、時間に制限有り）
		土曜日	7:00～12:00	
	6か月 ～ 5歳	短	8:00～16:00（16:00～19:00　100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
木ノ本　こども園 木ノ本300－1 ℡ 073－488－1700 https://wsj-kyoukai.or.jp/kinomoto/	111	平日	7:15～19:15	
		土曜日	8:00～13:00	
	4か月 ～ 5歳	短	8:15～16:15（50円／15分）	
		標準	7:15～18:15（50円／15分）	
たから　幼稚園 塩屋2－1－15 ℡ 073－444－2773 http://takara-youchien.com/	30	平日	7:30～19:30	
		土曜日	7:30～11:30	
	1歳 ～ 5歳	短	8:30～16:30（100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
むつみ　こども園 砂山南3－2－21 ℡ 073－424－4414 http://www.ans.co.jp/n/mutsumins/	110	平日	7:30～19:00	
		土曜日	8:00～13:00	
	産休明け ～ 5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:30～18:30（100円／30分）	
こひつじ　こども園 木ノ本1230－2 ℡ 073－452－0001 http://www.kohitsuji.ed.jp	160	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～13:00	
	3か月 ～ 5歳	短	8:00～16:00（200円／時）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	
しょうぶ　こども園 吉礼53－6 ℡ 073－478－2001 https://shoubuen.net/	150	平日	7:15～19:15	
		土曜日	7:15～13:15	
	6か月 ～ 5歳	短	8:15～16:15（200円／時）	
		標準	7:15～18:15（200円／時）	
ひまわり　こども園 有本431 ℡ 073－432－4567 https://himawari-kodomoen.w-himawarikai.org/	121	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～16:00	
	産休明け ～ 5歳	短	8:00～16:00（200円／回）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	

施設名 所在地　電話　HP	利用定員 保育年齢	開園時間 短時間／標準時間（延長料）		その他
第二ひまわり　こども園 栄谷58－2 TEL　073－455－2155 https://dai2-himawari-kodomoen.w-himawarikai.org/	29	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～12:30	
	産休明け ～　2歳	短	8:00～16:00（200円／回）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	
かんどり　こども園 平井466－1 TEL　073－451－4350 https://seiwa-sws.or.jp/pages/42/	90	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～14:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00　（16:00～18:00　100円／時、18:00～19:00　200円／時）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	
じろうまる　こども園 次郎丸107－1 TEL　073－453－0190 https://jiroumaru.or.jp/	137	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～13:00	
	産休明け ～　5歳	短	8:30～16:30（200円／回）	
		標準	7:30～18:30（18:30～19:00／100円）	
みどり　幼稚園 東高松3－3－30 TEL　073－444－3261 http://www.midorigakuen.ed.jp/	60	平日	7:30～18:30	通園バス有り
		土曜日	9:00～11:50	
	2歳 ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／回）	
		標準	7:30～18:30	
山　口　こども園 谷2 TEL　073－462－0567 http://www.ans.co.jp/n/yamaguchihoikuen/	195	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:30～14:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／時）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	
とうよう　こども園 宇田森67 TEL　073－461－2890 http://www.toyohoikuen.jp	135	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～13:30	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（100円／30分）	
		標準	7:00～18:00（100円／30分）	
和歌山　認定こども園 中132－3 TEL　073－455－1983 http://www.kousaikai.or.jp/sukoyaka/wakayama/	105	平日	7:20～19:00	一時預かり事業
		土曜日	7:20～13:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／回）	
		標準	7:20～18:20（200円／回）	
ほしや　子ども園 布施屋3－1 TEL　073－477－2790 https://hoshiyahoikuen.com/	103	平日	7:00～19:00	
		土曜日	7:00～13:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:00～16:00 （7:00～8:00、18:00～19:00　200円／時）	
		標準	7:00～18:00（無料）	
すみれ　こども園 木ノ本321－2 TEL　073－455－6656 https://sumirekodomoen.org/	250	平日	7:00～19:00	通園バス有り
		土曜日	7:00～12:00	
	5か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（100円/30分）	
		標準	7:00～18:00（100円/30分）	
まつえ　幼稚園 松江中3丁目1－35 TEL　073－453－0050 http://www.matsueyouchien.ed.jp	140	平日	7:30～18:30	通園バス有り ※0歳児については1月から受入予定
		土曜日	9:00～12:00（昼食提供なし）	
	0歳※ ～　5歳	短	8:00～16:00 （7:30～8:00　100円/回、16:00～17:30　200円/回、17:30～18:30　100円/30分）	
		標準	7:30～18:30	
まこと　こども園 つつじが丘4－3－2 TEL　073－453－0020 http://www.tomita.or.jp/makoto	200	平日	7:00～19:00	通園バス有り
		土曜日	8:00～13:00	
	4か月 ～　5歳	短	8:00～16:00（200円／時）	
		標準	7:00～18:00（200円／時）	

施　設　名 所在地　電話　HP	利用定員 保育年齢	開　園　時　間 短時間／標準時間（延長料）		その他
鷺森　幼稚園 鷺森1 ℡　073－422－6952 https://saginomori.com/	140	平日	7:30～19:00	
		土曜日	7:30～11:30	
	10か月 ～　5歳	短	8:30～16:30 （16:30～18:00　50円/30分、18:00～19:00　100円/30分）	
		標準	7:30～18:30（18:30～19:00　30分100円）	

和歌山市立保育所

施　設　名	開　園　時　間		短時間／標準時間（延長料）	
砂山、 楠見、 宮 川永、 西和佐 杭ノ瀬　　保育所	平日	7:30～18:30	短	8:30～16:30（200円／回）
	土曜日	7:30～13:00	標準	7:30～18:30（延長なし）
上記以外の保育所	平日	8:00～17:00	短	8:30～16:30（延長なし）
	土曜日	8:30～13:00		

施設名	利用定員	保育年齢	住　　所	電　　話	そ　の　他
宮　前	50	1歳～5歳	北中島1－2－6	073－422－6622	
砂　山	111	3か月～5歳	砂山南2－1－4	073－423－3833	
楠　見	90	3か月～5歳	楠見中105	073－455－1728	
小　倉	50	1歳～5歳	新庄56	073－477－0310	一時預かり
西　脇	40	10か月～5歳	西庄1016	073－455－3916	一時預かり
川　永	60	1歳～5歳	楠本284－1	073－461－3504	一時預かり
安　原	60	3か月～5歳	本渡396－4	073－479－0257	一時預かり
宮　北	50	10か月～5歳	黒田354－1	073－471－1237	一時預かり
宮	90	10か月～5歳	太田4－5－20	073－472－2523	
西和佐	75	10か月～5歳	岩橋1317－4	073－472－7637	
杭ノ瀬	100	3か月～5歳	杭ノ瀬19－8	073－472－7638	休日保育 病後児保育
鳴　神	83	10か月～5歳	鳴神695	073－473－2595	
栄　谷	90	10か月～5歳	栄谷428－3	073－453－0807	

〇公立保育所の整備計画については、和歌山市ホームページ掲載の「和歌山市立認定こども園整備計画」をご参照ください。

和歌山市立認定こども園

本町　こども園 北桶屋町7 ℡　073－488－5220	95	平日	7:30～18:30	一時預かり
		土曜日	7:30～13:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:30～16:30（200円／回）	
		標準	7:30～18:30（延長なし）	
芦原　こども園 雄松町5－4－1 ℡　073－488－3626	105	平日	7:30～18:30	一時預かり
		土曜日	7:30～13:00	
	3か月 ～　5歳	短	8:30～16:30（200円／回）	
		標準	7:30～18:30（延長なし）	